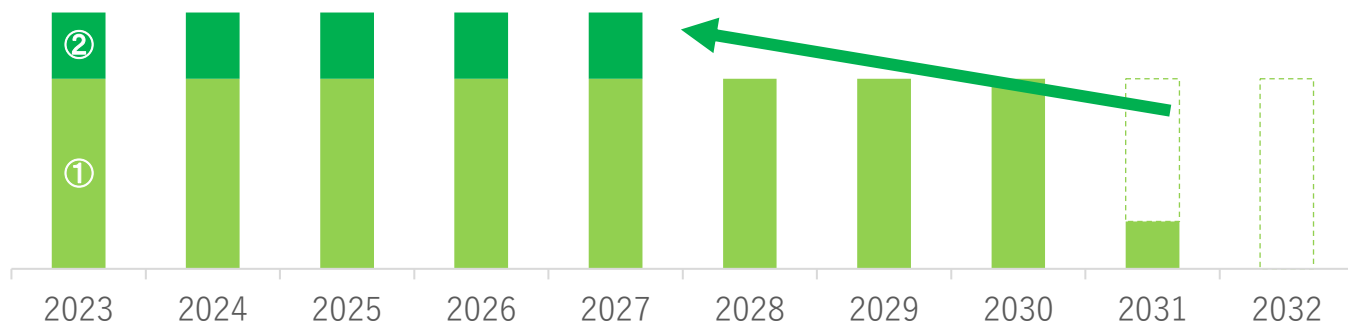


# 機械・装置、建物等の更新の際に 活用できる税制特例のご案内

農業競争力強化支援法の事業再編計画の認定を受けることで、新たに導入する**機械・装置、建物、建物附属設備及び構築物**が**割増償却の対象**となり、**導入から5年間の法人税を軽減**できます。

## 割増償却のイメージ



※普通償却限度額①×割増償却率＝割増償却額②

### ・割増償却の対象と償却率

機械・装置：40%（令和5年4月以降は35%）

建物等：45%（令和5年4月以降は40%）

- ・割増償却が適用されることで通常の償却期間よりも前倒しして償却が可能となります。
- ・導入初年度から5年間の法人税を軽減できるため、設備投資後の資金繰りの改善が期待できます。

**⚠ 令和5年度から、自社のみで事業再編に取り組む場合に導入する機械等は、本特例の対象外となります。このため、自社の機械・装置、建物等の更新にあたって本税制を活用するためには、令和5年3月末までに農業競争力強化支援法の計画認定を受ける必要があります。詳しくは農林水産省ホームページをご覧ください。**

[https://www.maff.go.jp/j/kanbo/nougyo\\_kyousou\\_ryoku/sienhou/index.html](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/nougyo_kyousou_ryoku/sienhou/index.html)

### ●お問い合わせ先

農林水産省 農産局 技術普及課  
TEL:03-6744-2182

